

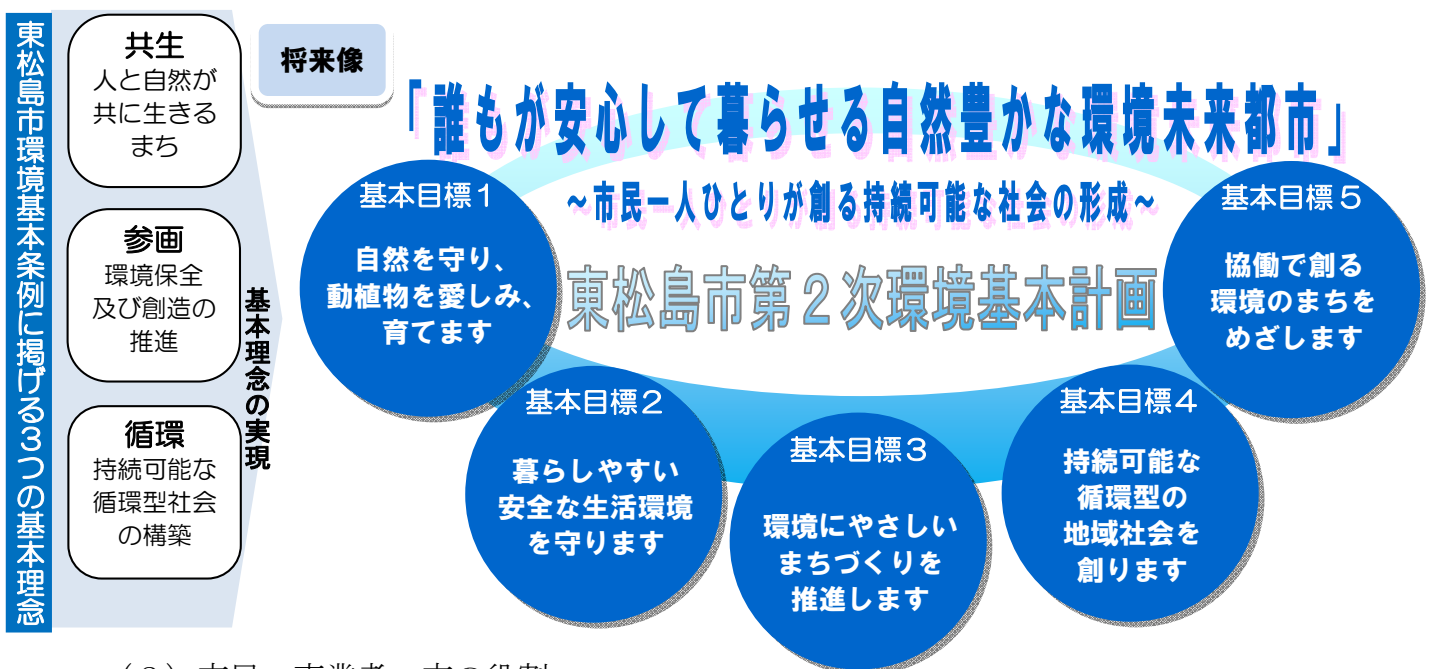
3. 東松島市第2次環境基本計画

東松島市第2次環境基本計画は、当初計画（平成19年3月策定）に続く計画であり、計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間です。

この計画は、前計画と同様に「東松島市環境基本条例」の理念の実現をめざし、環境の保全と創造に関する政策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。

また、「東松島市総合計画」などの各種計画と整合性を図りながら、市民・事業者・市が環境の保全と創造に取り組むための将来像や目標、連携、協働のあり方などの方向性を示すものです。

(1) 環境基本計画の体系



(2) 市民・事業者・市の役割

○市民の責務

- ・その日常生活において、資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。
- ・環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する政策に協力しなければならない。

○事業者の責務

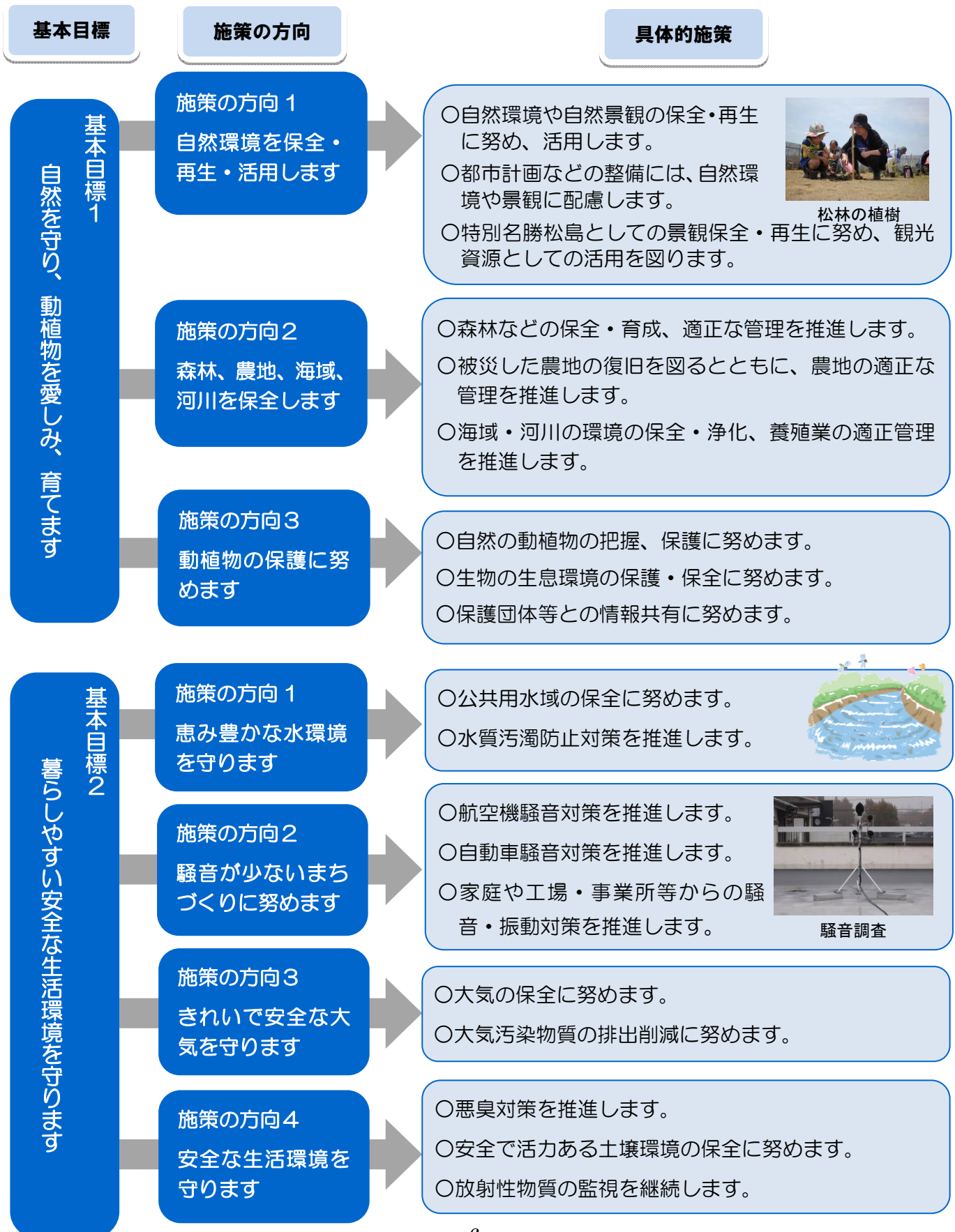
- ・その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境の保全のために、必要な対策を講じなければならない。
- ・その事業活動に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷の低減その他環境保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する政策に努力しなければならない。

○市の責務

- ・環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な政策を推進しなければならない。

◆ 具体的な施策（計画の体系）

5つの基本目標を達成するために、施策の方向ごとに具体的な施策を定めています。



基本目標

施策の方向

具体的施策

基本目標3
環境にやさしいまちづくりを推進します

施策の方向1
環境負荷の少ない
まちづくりを推進
します

- 温室効果ガスの排出抑制を推進します。
- オゾン層の保護を推進します。
- 自立的・分散型エネルギー社会づくりを推進します。



施策の方向2
身近に良好な自然
環境等を創ります

- 生活環境の美化や緑化に努めます。
- 市街地における緑の保全、創出を推進します。
- 歴史的・文化的環境の保全に努めます。



小学生による美化活動

施策の方向3
気候変動の影響に
適応できるまちづ
くりを努めます

- 温暖化によって増える恐れのある災害等への対応に努めます。
- 生態系や人間社会への対応に努めます。
- 健康被害に対する対応に努めます。

基本目標4
持続可能な循環型の地
域社会を創ります

施策の方向1
持続可能な循環型
の地域社会を形成
します

- 資源循環型社会の形成を推進します。
- 廃棄物の適正処理を推進します。
- グリーン購入を推進します。



基本目標5
協働で創る環境のまちを
創ります

施策の方向1
環境教育・環境学
習・環境情報の充
実に努めます

- 小中学生等に対する環境教育の充実を図ります。
- 市民・事業者等の環境学習の充実を図ります。
- 環境情報の共有化を図ります。

施策の方向2
市民などの環境活
動の支援・人材育
成に努めます

- 市民・事業者・自然保護団体等の環境活動等への支援に努めます。
- 市民・事業者・行政の交流機会づくりに努めます。